

第3回野洲市まちづくり基本条例推進委員会 会議概要

2月17日に開催しました、第3回野洲市まちづくり基本条例推進委員会において、提案などを踏まえた答申案の方向性について議論をしました。

議論をするにあたっては、個々の提案について、

「A 改正する必要があると考えられる事項」

「B たちまち改正する必要性は無いが、今後検討していく必要があると考えられる事項」

「C 条文の認識を深めてもらう必要があると考えられる事項」

の3つの事項に分類しながら議論をしました。

以下、提案について分類及びその理由を記載します。

なお、11・12の項目は2月28日に委員からいただいた追加提案と意見です。

1. 前文、第1条(目的)および第27条(この条例の位置付け)に関連して

同基本条例は、第27条において、その最高規範としての位置付けが謳われているにもかかわらず、同条例の存在そのものが広く市民に知られているとは言い難い現状である。存在が知られていないのであれば、当然のことながら、「基本条例をもつ野洲市」としての意義も、認識されているとは言い得ない状況であろう。また、市職員や市議会議員においては、一般市民以上に同基本条例を意識した姿勢をもって、日々の業務に当たらねばならないはずであるが、市民にとって、その姿勢が実感のもてるものとは未だなっていないようにも思われる。

したがって、既に施行されている基本条例を、身近なものにするための取り組みが必要である。その具体例を挙げる。

「市長、議員、特別職はじめ職員は、就任にあたり、日本国憲法とともに野洲市まちづくり基本条例を遵守して職務に当たることを宣誓します」。これを、第27条に第2項を起こして、明記すべきと考える。

(答申の方向性) **B**

・職員等に周知していき、その経過の中で浸透が図れない場合は、区分Aにすべき。

同条例の前文を抜粋して、市役所等の公共施設に掲示する。

野洲市の広報誌やHPで、同条例の前文の一部を明示し、「基本条例をもつ野洲市」とその意義を広報する。

(答申の方向性) **C**

1 について

- ・ 1 は重要視しすぐにでも取り組んでいただきたい。なお、どのような文章にするのかは事務局(市)で作成し委員会で確認するのがよいと考える。
- ・ 条例が市民に定着することが必要。周知していく経過の中で、人づくりも大切にしないといけない。
- ・ 周知は、市内に住所を有する人だけでなく市内で働く人や学ぶ人も対象にしっかりとしていくことが大切。
- ・ PRの仕方については、ホームページのトップページや広報紙への掲載、各自治会へも配布してほしい。

まちづくりにかかわるイベント等において、同条例の前文の一部を、参加者や主催者が朗読する。

(答申の方向性) **C**

1 について

- ・ 唱和・朗読については、行政・議会・市民が身近な活動の場から広げていき、他の団体等に呼びかけていく。

2. 第12条(市議会の役割)に関連して

野洲市議会基本条例が、昨年9月議会において議決している。その施行後には、市議会の役割は、同議会基本条例に基づくものとなるため、まちづくり基本条例第12条を、それに応じた表現に改める必要があるのではないか。

(答申の方向性) **C**

- ・ 議会基本条例が制定されたことにより、当該条文で改めるべき事項があれば議会でも検討していただく。
- ・ 「野洲市議会基本条例」にもとづく積極的な実践を、市民は大いに期待している。

3. 「第4章 みんなに必要な情報」に関連して

情報公開が進む一方で、個人情報保護の名のもとに、「基本的な地域情報」が入手しづらい状況となっており、市民と行政、市民と市民が、協働に不可欠な情報を共有する上での妨げとなる場合もあるようである。その典型が名簿の作成であろう。個人情報保護に過敏になるあまり、地域の結びつきの基本とも言える、良い意味での「おせっかい」が排除されてしまっているようにも思う。

したがって、第15条乃至第18条を改めて吟味するとともに、「おせっかい」復活の手立てを講じる必要がある。例えば、箕面市では「ふれあい安心名簿条例」を制定しており、参考とすべきところがあるように思う。

(答申の方向性) **C**

・団体を構成する個人の情報も集めにくくなっている。個人情報の保護については、必要な情報を必要なメンバーで共有するという視点が大切である。そのためには、団体を構成する個人個人がその目的を共有し、一方では名簿などの共有する個人情報の管理をしっかりとすることが必要。

4. 第20条(参加機会の保障)に関連して

同条第1項では、市主催会議の「原則公開」が明記されているが、ほとんどの審議会・委員会は、市民にとっての実質的な公開が担保されていない。なぜなら、開催日時・場所・議案が、事前に公表されていないからである。したがって、同条第1項を、次のとおり改める必要がある。

「市の主催する会議は、原則として公開します。市は、公開する会議の開催日時・場所・議案を、事前に広報します。」

(答申の方向性) **B**

・事前に公開されるべき項目としては、審議会・委員会が、「いつ」「どこで」開催され「何が議案になっているか」また、「審議会・委員会情報」として、HP上等でわかりやすく公開する項目の中で重要なのは、その「存在意義・目的」と「組織構成」です。現実的には傍聴の扉が閉ざされている。市に対して条例の趣旨に則った対応を願う。今後このことが公開に進まないことになれば区分Aとなる。

・参加機会の保障については、行政の方から今後積極的に見直していただきたい。縦割り行政の弊害を協働推進課が先頭になって、取り除かれるようお願いしたい。

また、平成22年5月1日現在、野洲市の審議会・委員会の数は、約70であるが、その内、同条第3項に基づく委員公募が実施されているのは10の審議会・委員会に過ぎない。各審議会・委員会で委員公募が実施できるように、関連条例および規則等を、順次改正しなければならない。その上で、「公募の原則」に従えない審議会・委員会は、その理由を市民に対して明らかにする必要がある。

(答申の方向性) **C**

- ・「公募の原則」を行政は認識する必要がある。
- ・「理由を付ければ、公募しなくてよい」というものではない。

さらにもう一点は、「総合計画」をはじめとする市政の基本計画策定に、市民がどのように参加できるのかが、明らかになっていない。野洲市議会基本条例第11条にならって、市民がその策定に参加できる計画を列挙し、参加方法を明示すべきである。例えば、同条第4項を第5項に繰り下げ、第4項を次のとおり追加する。

「4 市は、市政の各分野における政策および施策の基本的な方向性を定める、次の計画を策定する際には、当該公募委員の多数採用、意見交換会の開催等により、市民参加を積極的に求めます。 総合計画 国土利用計画 人権施策基本計画
次世代育成支援行動計画 ほほえみやす21健康プラン 都市計画マスタープラン 環境基本計画 教育振興基本計画」

(答申の方向性) **A・B**

- ・現在市には計画・構想と言われるものが34ある。第20条では、計画構想の策定プロセスに市民の参加機会の保障規定が無いので、同条で明記する必要があるのではないか。
- ・理念を示す基本条例であることから、おおまかな取り決めをしておくだけでよいのではないか。細部については、別途規則等で規定する方法もある。
- ・「計画・構想」については「理念」が示されていないため、明記する必要がある。

第20条に関して、市民にとっての「参加機会の保障」を実現するには、以上に述べた3点が基本となるが、市民との協働を進めるには、市の行政がこれだけの審議会・委員会・計画によって執り行われている事実を、いろいろな場面で広報していく必要がある

る。そうでなければ、委員公募をしても、応募市民がないという結果となってしまうであろう。

(答申の方向性) **C**

・市は全ての審議会・委員会の設置目的や委員の公募等、市民が参加するうえでの判断材料となる情報を広報し、市民が応募しやすいように努めること。

5. 第22条(住民投票)に関連して

同条第3項にもとづき、平成21年12月議会において、野洲市住民投票条例が議決されているが、その策定プロセスでは、市民参加が十分に実現されたものとはなっていなかった。その結果、市民のみで住民投票実施を請求する要件は、「投票資格者総数の4分の1以上の署名」という、高いハードルになっている。今後、野洲市政において、発生すると予想できる重要事項については、市長が発議者となって、住民投票を必ず実施するように改める必要がある。

第22条に第4項を、次の内容で追加する。

「4 前項にかかわらず、次の事項に関しては、市長は住民投票を行います。 合併・分割、その他市域の変更をともなう場合 市民を納税者とする税目を新設する場合 別に条例で定める一定額を超える起債を行う場合」

(答申の方向性) **B・C**

・合併するときは、必ず市民に問いかけられるという一種の安心感が得られる。合併については市民に投票の機会を与えてほしい。

・常設の住民投票条例で対応できるのではないか。市長が絶対にしなければならぬということに違和感がある。

・の税目を新設することを住民投票にかけるということになれば、否決され続け、市として懸念されることもでてくるのではないか。

・常設の住民投票制度があるということの広報は必要である。

・市民に広報すべきは、「常設の住民投票条例があること」のみならず、「その内容」です。でなければ、常設の条例があることで、市民は安住してしまう。

6. 第29条(野洲市まちづくり基本条例推進委員会)に関連して

平成19年1月に、「野洲市まちづくり基本条例検討委員会(以下、検討委員会という)」から市長に対して提案された原案においては、同条は4項から構成されていたのであるが、同年6月議会において同条第3項が削除されて3項構成となった。また、第2項第3号も削除された。

市民で構成される検討委員会の原案では、「野洲市まちづくり基本条例推進委員会(以下、推進委員会という)」は、市長から諮問を受けたときだけ設置されるのではない常設の委員会となっていた。それにもかかわらず、市議会は、市民提出原案の趣旨に反して、推進委員会を常設ではない諮問委員会にしてしまったのである。

推進委員会を常設とする必要性は、第28条(継続的な改善)および第30条(条例の見直し)の趣旨からも明らかであり、現行の第29条によって、市民からの提案の道が閉ざされた状態になっている。

したがって、第29条を原案の構成・内容に復帰させる。

(答申の方向性) **B**

・第29条を原案の構成・内容に復帰させる。つまり、「委員会は、前項に規定するもののほか、この条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができます。」の項を入れることは必要。まずは、4年前に議会で修正された経緯があることまた、昨年議会基本条例が制定されたことを踏まえ、議会で一度議論いただくことを提案してみてもどうか。

さらに、同条例の制定以降、「野洲市住民投票条例」および「野洲市まちづくり寄附条例」が制定されているため、推進委員会での審議対象条例を、この3条例として、第2項乃至第4項を、次のとおり改める。

- 「2 委員会は、市長の諮問に応じ、野洲市まちづくり基本条例、野洲市住民投票条例および野洲市まちづくり寄附条例に関して、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。 この3条例の適切な運用に関する事。 この3条例の見直しに関する事。 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関する事。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、この条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができます。
- 4 委員会の組織および運営に関し、必要な事項は別に定めます。」

(答申の方向性) **A・B**

- ・基本条例の規定に基づき制定された住民投票条例およびまちづくり寄附条例も諮問対象になることは現条文で読み込めるのではないか。
- ・「読み込める」か「読み込めない」かであれば、行政や議会の解釈によって「読み込めない」との方向性を恣意的に打ち出される可能性がある。ましてや、同委員会が諮問委員会で在り続ければ、それだけで十二分に審議対象は制限されている。当然、3条例をセットとして、同委員会の審議対象として明記すべき。

当然のことながら、推進委員会は、市民が主体性をもって運営されるべき性格のもの
と解するから、野洲市まちづくり基本条例推進委員会規則も、市民との協働のもと、そ
の趣旨に合致するように抜本的に改める必要がある。

(答申の方向性) **B**

- ・条例の見直しと合わせて検討する必要がある。

7. 文言の修正

第2章 第3条 第2項

(現行) (変更後)

- ・差別を受けず 差別する権利はなく
- ・尊重される権利 尊重される権利と義務を持ちます

第5章 第19条

(現行) (変更後)

- ・参加する権利 参加する権利と義務を持ちます

条文の概要で「権利」のみ記述されているところの、権利を「権利と義務」に訂正する。

<理由>

今、何故 殺伐とした世相を呈しているのか。

権利の主張はあっても、義務の意識が非常に希薄である。

自分の子だけ、自尊心という人権教育が優先して、相手の自尊心をどう受け入れるの

か、の教育が出来ていなかった故の課題から起きているのではないか。(小生の思い込み?)

相手を受け入れる環境・ルールとしての義務の意識の提案であります。

自分さえ良ければの意識が強すぎ、公共性・共生の意識が非常に弱い

(具体例)

童子川の堰には、ナイロンの包装ごみが溢れ、アルミ缶が溢れている。

路上に、車の灰皿の煙草の吸殻を捨てる。

相手の人格を認めない、差別がすごく簡単に起きる。

(答申の方向性) **C**

・市民の立場でまちづくりを考えるのに大切なことが「理由」に書かれていると思われる。答申に当たっては「理由」の趣旨が反映されるようにする。

8. 条文の統合

<理由>

第2章と第3章を統合した方が文面として、理解しやすいのではないか。統合する事によって、市の行政と連動して考える事が出来る。

- ・第4条第3項に第8条を移行 市民関連
- ・第5条第2項に第11条を移行 地産地消関連
- ・第6条第2項に第9条を移行 やすまる関連
- ・第7条第2項に第10条を移行 自治会&コミセン&公民館関連

2章(みんなが輝くまちづくり)と第3章(みんなの役割)を統合してしまうとわかりづらくなるのではないか。

9. 条文の追加

第12条2項

市政の予算遂行結果を受けて、その検収を行い課題発見に務めなければならない。

(答申の方向性) **C**

・昨年制定された議会基本条例において「将来にわたるコスト計算の視点を持つ」ことが謳われていることから、大事な指摘ではあるが議会としては捉えられている。議会基本条例にもとづく積極的な実践を市民は大いに期待している。

10 . 第3章 みんなの役割 に自治連合会、まちづくり協議会の位置づけを検討されてはどうか。

(答申の方向性) **B**

・平成21年度から、野洲市自治連合会役員会において、各地域の自治をはじめ、学区の自治のあり様とまちづくりについての議論を進めてきた。

このことから、平成22年度は自治連合会の自主事業の一環として市内の自治会長を対象に、まちづくりについての研修や「自治会アンケート」を実施した。

市においても、県内各市・町の自治担当者と県が「これからの地域自治」について議論・研究していること、また今後、このアンケート結果や地域自治についての研究を踏まえ、よりよいコミュニティの推進に向けた施策を研究・実施し、またこの経過のなかで、コミュニティセンターを拠点として、自治会をはじめ多様な主体が協働する課題解決型のまちづくり協議会づくりを進めていきたいということを聞いている。祇王学区ではそれに向けた議論をしていると聞いている。

こうした自治連合会の取組やまちづくり協議会の行方も注視しながら、また自治連合会の意見を聞き合意も得ながら、条例にその役割等を明記していく必要がある。

以下の11・12の項目は2月28日に委員からいただいた追加提案と意見です。

11 . 第30条(条例の見直し)に関連して

(答申の方向性) **A**

・同条例の策定当初の原案どおり、「委員会の意見を尊重し」を復活させるべきです。当時の議会が、この文言を削除した理由は、「尊重は当然だから」です。「当然」ならば、明記されていて、何の支障もない。

12 . 第6条（協働のまちづくり）に関連して

（答申の方向性） **C**

・「まちづくり協働推進センター」の名称が、「市民活動支援センター」に変更されようとしている。

これは名称変更にとどまらない、その「在り方」にかかわる重要な問題である。

「協働」とは、行政と市民が共にまちづくりに取り組もうとするパートナーとしての相互認識にもとづく位置づけですが、「市民活動支援」では、行政が「支援してあげる側」で、市民が「支援してもらう側」に立つことになり、従来型の関係に退行してしまう。これは、「まちづくり基本条例」の趣旨に反するのではないか。